

公 示

次のとおり、地域の健康増進活動支援事業の公募について公示します。

令和5年1月16日

1. 公募実施対象事業

別添「地域の健康増進活動支援事業公募要綱」（以下「公募要綱」という。）の「3補助対象事業」に定める事業

2. 応募団体の要件

次の全ての要件を満たす団体であること。

(1) 全国事業に応募する場合

- ・ 健康づくりの牽引役となる人材の育成、若しくは、ボランティアを活用して健康づくり活動を行う民間団体であること。
- ・ 原則としてボランティアを活用する健康づくり活動に関しては、5年以上の活動の実績があり、公益法人、NPO法人等の法人格を有すること。（ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない）
- ・ 全国の30以上の都道府県に活動拠点を有すること。
- ・ 団体の定款等において、当該団体の主たる構成員に、医療行為を業として、それによる対価を得ている者及びこれらを主たる構成員とする法人等を含むことを要件としていないこと。

(2) 地域事業に応募する場合

- ・ 健康づくりの牽引役となる人材の育成、若しくは、ボランティアを活用して、地域に根ざした健康づくり活動を行う民間団体であること。
- ・ 原則としてボランティアを活用する健康づくり活動に関しては、2年以上の活動の実績があり、公益法人、NPO法人等の法人格を有すること。（ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない）
- ・ 団体の定款等において、当該団体の主たる構成員に、医療行為を業としてそれによる対価を得ている者及びこれらを主たる構成員とする法人等を含むことを要件としていないこと。

3. 補助金交付団体の選定

採択にあたっては、公募要綱「7. 採択方法」により、厚生労働省に設置す

る本事業に関する審査会が採択団体を決定する。

4. 公募期間

公募期間は、令和5年1月16日(月)から令和5年2月24日(金)までとする。

5. 提出書類に関する事項

(1) 提出期限

令和5年2月24日(金)まで

(2) 提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 健康局 健康課 健康指導係

(3) 提出部数

10部(書類は1部ずつセット)を提出すること。

6. その他

本公示に記載なき事項は、公募要綱によるものとする。

【照会先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 健康局 健康課 健康指導係
TEL : 03-5253-1111 (内 2339)
FAX : 03-3503-8563